

令和7年12月22日

関係者各位

釜石市総務企画部財政課

公共工事の入札に係る工事費内訳書に明示すべき項目について（通知）

令和7年12月12日付で「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

このことから、工事費内訳書の取扱いを下記のとおりとしますので、ご留意ください。

記

1 工事費内訳書に明示すべき項目

工事費内訳書には下記の項目を明示することとされました。このため、工事費内訳書の様式を別紙のとおり改正しました。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 法定福祉費の事業主負担金
- (4) 建退共制度の掛金
- (5) 安全衛生経費

2 実施時期

令和7年12月12日以降に公告及び指名通知をする案件から適用します。

3 留意事項

工事費内訳書に明示すべき項目の記載が無いことをもって、当該入札を無効とするものではありません。